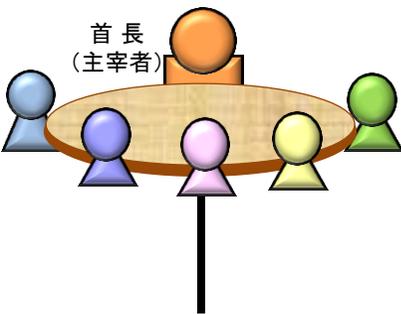


教育委員会制度の改革案

* 教育行政においては、教育基本法及び関係法令を遵守

総合教育会議



- ※会議の設置を法定
- ※首長、教育委員会で構成（必要に応じて有識者等も参加）
- ※会議は首長が主宰
- ※会議は原則公開、議事録の作成・公表を努力義務

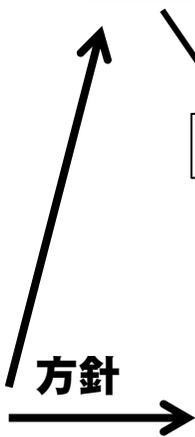
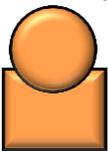
予算の調製、執行や条例提案など首長の権限に係る事項等について協議

【協議・調整する事項】

- 教育行政の大綱（教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、各地域の実情に応じて定める教育の振興に関する施策の大綱）の策定
- 教育の条件整備など重要な教育施策の方向性
- 児童、生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態への対処

※ 教育委員会と首長の職務権限（第23条、24条）は変更しない。

首長



それぞれ任命・罷免

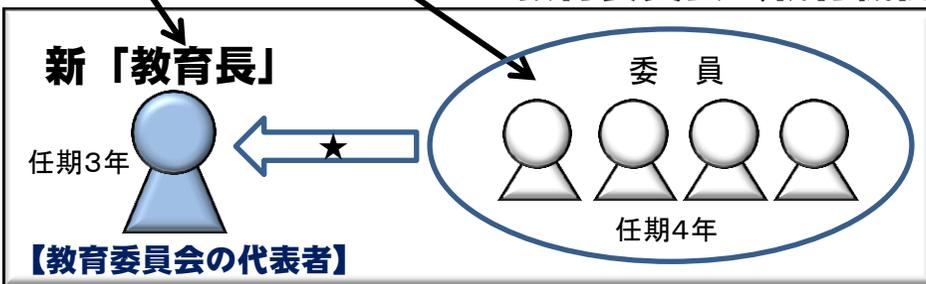
同意

〔新教育長については、所信表明など丁寧な手続を検討〕

議会



教育委員会（執行機関）



執行

教育委員会の代表者として事務局を指揮監督

教育委員会事務局

公立学校その他の教育機関

【教育委員会の専権事項】

- 教科書の採択、学校の教育課程の編成、個別の教職員人事（採用、異動、昇任等）など、特に政治的中立性、継続性・安定性を担保する必要がある事項

★ 委員は教育長に対して会議の招集を求めることができる。教育長は、教育委員会から委任された事務について、執行状況を報告する。議事録の作成・公表を努力義務。

※ 第26条第2項に規定する教育長に委任できない事務は変更しない。

知事部局

専門人材の育成